

平成28年第4回那須烏山市議会9月定例会（第6日）

平成28年9月20日（火）

開議 午前10時00分

閉会 午前11時02分

◎出席議員（18名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 相 馬 正 典 | 2 番  | 小 堀 道 和 |
| 3 番  | 滝 口 貴 史 | 4 番  | 矢 板 清 枝 |
| 5 番  | 望 月 千登勢 | 6 番  | 田 島 信 二 |
| 7 番  | 川 俣 純 子 | 8 番  | 渋 井 由 放 |
| 9 番  | 久保居 光一郎 | 10 番 | 渡 辺 健 寿 |
| 11 番 | 高 徳 正 治 | 12 番 | 佐 藤 昇 市 |
| 13 番 | 沼 田 邦 彦 | 14 番 | 樋 山 隆四郎 |
| 15 番 | 中 山 五 男 | 16 番 | 高 田 悦 男 |
| 17 番 | 小 森 幸 雄 | 18 番 | 平 塚 英 教 |

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

|               |         |
|---------------|---------|
| 市長            | 大 谷 範 雄 |
| 副市長           | 國 井 豊   |
| 教育長           | 田 代 和 義 |
| 会計管理者兼会計課長    | 羽 石 徳 雄 |
| 総合政策課長        | 坂 本 正 一 |
| まちづくり課長       | 佐 藤 博 樹 |
| 総務課長          | 清 水 敏 夫 |
| 税務課長          | 小 口 久 男 |
| 市民課長          | 佐 藤 加代子 |
| 福祉事務所長兼健康福祉課長 | 福 田 守   |
| こども課長         | 齋 藤 進   |
| 農政課長          | 糸 井 美智子 |
| 商工観光課長        | 石 川 浩   |
| 環境課長          | 薄 井 時 夫 |

都市建設課長

小田倉 浩

上下水道課長

奥 澤 隆 夫

学校教育課長

岩 附 利 克

生涯学習課長

柳 田 啓 之

文化振興課長

両 方 裕

代表監査委員

岡 敏 夫

◎事務局職員出席者

事務局長

水 沼 透

書 記

塩野目 庸 子

書 記

藤 野 雅 広

○議事日程

日程 第 1 認定第1号～第9号 那須烏山市決算の認定について

※委員長報告～質疑～討論～採決

日程 第 2 請願書等審査結果の報告について（議長提出）

---

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（渡辺健寿） おはようございます。ただいま出席している議員は18名全員です。  
平成28年第4回那須烏山市議会9月定例会最終日であります。定足数に達しておりますので、  
ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1 （認定第1号～第9号）那須烏山市決算の認定について

○議長（渡辺健寿） 日程第1 認定第1号 平成27年度那須烏山市一般会計決算の認定  
から、認定第9号 平成27年度那須烏山市水道事業会計決算の認定についてまで、決算認定  
9議案を議題といたします。

本件は、去る9月12日の本会議において、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託してお  
ります。各常任委員会の審査の経過と結果について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

最初に、認定第1号、第2号、第4号及び第5号の所管事項について、総務企画常任委員会  
委員長沼田邦彦議員の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長沼田邦彦議員。

〔総務企画常任委員会委員長 沼田邦彦 登壇〕

○総務企画常任委員会委員長（沼田邦彦） おはようございます。決算審査結果報告を申し  
上げます。

平成28年9月6日の本会議において提案され、同月12日に本委員会に付託された総合政  
策課、まちづくり課、総務課、税務課、会計課、議会事務局、監査委員、選挙管理委員会及び  
固定資産評価審査委員会の平成27年度那須烏山市の一般会計及び特別会計歳入歳出決算につ  
いて、9月13日及び14日の2日間にわたり、第1委員会室において、総務企画常任委員会  
の委員6名全員と、説明員として会計管理者及び関係課、局長ほか関係職員の出席のもと、慎  
重な審査を行いました。その結果、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

総合政策課。各種重要案件につき、議会に示された後に二転三転することがたびたびある。  
庁内の合意形成がきちんと図られているのか疑問を感じる。総合政策課においてリーダーシ  
ップを発揮し、庁内で十分な議論を経た上で結論を導き、しっかりとした形で提案されたい。

市の財政状況は現在でも県下低位にあり、さらに今後は合併に伴う財政優遇措置が縮小され  
ていく。財政規模の適正化は避けて通れない課題であるので、速やかに策を施されたい。

市が各種団体等に交付している補助金等は、総額で年間5億円を超えているが、補助の必要

性そのものに疑問を感じるものも散見される。今後、財政規模の適正化を図るための1つの手段として改めてゼロベースで補助事業を見直す機会を設けられたい。

まちづくり課。まちづくり関連の補助金等は、十分な審査を行った上で真にまちづくりに貢献すると判断される団体に交付されたい。また、継続的に補助金等に依存した運営を許容することがないよう、成果も厳しくチェックするとともに、財政面以外での支援、指導を徹底されたい。

当年度はその業務が各課に分散していたため、総合的に取り組むことが難しかった地方創生関連事業であるが、このたびまちづくり課が新設された。今後は、まちづくり課を中心に力強く地方創生を進めていただくことを期待するので、大いに奮闘されたい。

総務課。広島平和記念式典派遣事業は、身をもって平和の大切さを学ぶことができる有意義な事業である。しかし、市内中学校の生徒数が減少傾向の中、県内他市町と比較しても派遣人員が多いように感じる。市の財政状況を鑑み、段階的な削減を検討されたい。

公用車の調達に際しては、リースと購入のどちらが有利であるか十分に検討されたい。また、公用車の管理、整備体制のあり方について、従来の手法にとらわれることなく見直しを図られたい。

災害対応や防災で重要な役割を果たしている市消防団は、地域コミュニティの礎として機能もあり、その市政に対する貢献度は大変大きい。今後、さらに活躍していただくためにも物心ともに十分支援されたい。

税務課。税の収納に際しては大変な御苦勞をされていることは認識している。そのかいもあり、徴収率はここ数年、改善傾向ではあるものの、まだまだ十分と言える値ではない。税法に基づき適切に対応することは当然であるが、加えて今まで以上に誠心誠意をもって納税者と対峙し、徴収率の向上に努められたい。

以上をもって、総務企画常任委員会の決算審査の結果報告とさせていただきます。

訂正をさせていただきます。総合政策課に付した意見の部分で、二点三点のところですが、点数の点ではなく転がるの転でございます。改めて訂正させていただきます。

○議長（渡辺健寿） 次に、認定第1号から認定第5号までの所管事項について、文教福祉常任委員会委員長田島信二議員の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長田島信二議員。

〔文教福祉常任委員会委員長 田島信二 登壇〕

○文教福祉常任委員会委員長（田島信二） 皆さん、おはようございます。決算審査報告をいたします。

平成28年9月6日の本会議において提案され、同月12日に本委員会に付託された市民課、

健康福祉課、こども課、学校教育課、生涯学習課及び文化振興課の平成27年度那須烏山市の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、9月13日及び14日の2日間にわたり、第2委員会室において文教福祉常任委員会の委員6名全員と説明員として関係課長ほか関係職員の出席のもと慎重な審議を行いました。

その結果、原案のとおり認定すべきと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

市民課所管のもの。窓口にマイナンバーカードや個人番号通知カードを持参しないことで、市民に不便が生じることをないように、制度の周知を徹底されたい。

疾病は、予防、早期発見が重要であり、健康診断の受診率を上げるため、工夫して取り組まれない。また、再検査が必要となった者の受診やその後の継続した治療を徹底するための策を講じ、市民の健康づくりに励まれない。

健康福祉課所管のもの。高齢者福祉タクシー券、敬老祝い金、敬老会への補助金など市単独事業の給付金は、市の財政状況を考えると見直しが必要となってきた。減額や廃止する場合は数年かけて徐々に実施するなど、市民への負担をできるだけ抑え、理解を得られたい。

医療費の増減を分析し、疾病予防対策の効果を検証することで、高齢者自身が疾病を予防し、健康を維持できるよう、今後の施策に生かされたい。

こども課所管のもの。烏山放課後児童クラブは、こども館を使用して行っているが、施設の安全性に不安がある。安全な保育ができる場所の確保のため、小学校を使用しているほか4カ所の児童クラブと同様に、烏山小学校の空き教室の利用に向け教育委員会と連携し早急に対処されたい。

学校教育課所管のもの。県立学校烏山高校の進学者減少対策としての通学費補助や配付対象生徒のうち一部のみが使用するラジオ講座の英語テキスト無償配布は、市の財政を考えると廃止も視野に入れ見直す必要がある。金銭的な補助ばかりでなく、継続的に支援できる別の方法も検討されたい。

教育関係者やなすから英語塾の受講生による子供たちへの体験型の英語トレーニング等、費用を抑えた事業を考案し、さらなる英語教育の充実を図られたい。

生涯学習課所管のもの。市民が図書館を有効活用するためには、指定管理者制度の是非も含め、他市の事例の視察なども通し研究することが必要である。また、本の専門家である図書館職員から教師やPTAが学校図書の修理等支援を受けたり、一緒に活動したりできる関係づくりをし、良い本に触れることができる機会を多くつくられたい。

文化振興課所管のもの。烏山城が保存に必要な補助を受けられる国指定の史跡となるために、ジオパークや資料館も含め、さらなる調査研究を進められたい。

ジオパークのDVDを制作し、市民や観光客が訪れる公共施設や観光施設で映像を流す等、市内外に本市の地層や化石のすばらしさを効果的に発信されたい。

以上をもって、文教福祉常任委員会の決算審査の結果報告といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、認定第1号及び認定第6号から認定第9号までの所管事項について、経済建設常任委員会委員長平塚英教議員の報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長平塚英教議員。

〔経済建設常任委員会委員長 平塚英教 登壇〕

○経済建設常任委員会委員長（平塚英教） 続きまして、経済建設常任委員会の決算審査結果報告を申し上げます。

平成28年9月6日の本会議において提案され、同月12日に本委員会に付託された農政課、商工観光課、環境課、都市建設課、上下水道課及び農業委員会の平成27年度那須烏山市の一般会計、特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算について、9月13日及び14日の2日間にわたり、議員控室において、経済建設常任委員会の委員6名全員と、説明員として関係課長ほか関係職員の出席のもと、慎重な審査を行いました。

その結果、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付すことといたします。

各課横断的なもの。特産品開発、6次産業化、市ブランド化については、市、農協、商工会、観光協会等も含め、オール那須烏山体制で協議会を設置し、本腰を入れて取り組まれない。なお、特産品開発については、市内で個別に取り組んでいる方々がおありまして、そういう方々に対し、しっかりと支援を図る独自の体制づくりにも努められたい。

農政課。本市の地域農業を守るために、農地の集積、集約化と担い手の育成を図り、集落営農の組織化に本格的に取り組まれない。将来を担う若手農業後継者が育つ農政に努められたい。

今、取り組んでいる元気な森づくり事業をさらに定着させるために、とちぎの元気な森づくり県民税を引き続き実施するように県に強く要望されたい。

商工観光課。企業立地については、農政課とも連携を図りながら、本市に多くある山林や丘陵地帯等の土地を、例えばテーマパークや花公園等に活用できるように企業に提案するなど、発想を変えて取り組まれない。

商業振興対策事業のプレミアム商品券の発行については、短期間で売り切れる状況にある。地域商品券のようなものにできないかも含め、プレミア率、発行の方法、内容等について幅広く市民に利用され、商業活性化につながる事業になるように検討されたい。

環境課。河川の浄化は本市のシンボルである清流と鮎の遡上においても重要な課題である。清流を守る会等の民間団体や、市民と一体となった河川の浄化に取り組まれない。

都市建設課。市営住宅使用料については、滞納繰越分も着実に減少しており、現年度納付分も未納がない状況にあり評価する。引き続きこの状態が維持できるように努められたい。

道路及び橋りょうの維持管理については、合併特例債の減少、税収減等、財政の厳しさが見込まれるもとで、将来を見据えた長寿命化計画を策定し、国からの交付金事業等を導入して、市財政負担を少しでも圧縮できるように努められたい。

上下水道課。企業債の繰上償還の実施による支払利息の圧縮と、簡易水道の有収率の向上は評価できる。それを踏まえ、上水道についても引き続き有収率を向上させる対策を実施されたい。

戸別訪問や各種啓発活動などの地道な取り組みをされていることは評価するが、依然として烏山地区の下水道接続率が低位である。南那須地区の下水道や農業集落排水事業と比較しても接続率に格差があるため、引き続き接続率向上に努められたい。なお、下水道負担金、使用料の未納が発生しないように、対策もあわせて検討されたい。

以上をもちまして、経済建設常任委員会の決算審査の報告とさせていただきます。

○議長（渡辺健寿） 以上で、各常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより認定第1号から認定第9号までについて討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

18番平塚英教議員。

〔18番 平塚英教 登壇〕

○18番（平塚英教） ただいま上程されております平成27年度決算、認定第1号から認定第9号までの9議案のうち、認定第1号 平成27年度那須烏山市一般会計のうち、私が所属している経済建設常任委員会の所管以外のもの、認定第2号 国民健康保険特別会計のうち事業勘定、認定第4号 後期高齢者医療保険特別会計、認定第5号 介護保険特別会計の4議案につきましては、公正で民主的な市民が主人公の市政を目指す立場から、行政のさらなる努力と改善を期待いたしまして反対討論を行います。

平成27年度の市の一般会計は、歳入で127億979万5,101円で、歳出は120億

3,513万3,824円であります。まず、歳入の面では、この中で、収入未済額が5億5,297万9,251円あり、これは調定額の実に15.21%に達する値であります。一層の努力をして収入未済額の解消に努めていただきたいと思います。

平成27年度の一般会計の自主財源は、構成比で32.9%であり、県内市町の中でも極めて低い値にあります。依存財源は67.1%という状況で、特に市税の大口滞納問題を初め税の収納対策にはさらなる努力を期待するものであります。

深刻な不況のもとで税収が伸びない中、行政運営に当たっては単に受益者負担を強めるのではなく、市民生活を守る立場で行財政執行に必要な補助金、負担金を、国に強く求めていただきたいと思います。

那須烏山市は誕生して10年を経過いたしました。平成27年度は、総合計画後期計画の3年目に当たり、市民各位の御理解と御協力のもとに執行されたものであります。また、平成25年3月に、平成25年度から平成29年度までの5カ年間のまちづくりの指針となる本市総合計画後期計画が策定され、この計画では、人口減少、防災、地方分権を視点とするチャレンジプロジェクトファイブを設定し、優先的に取り組むとされております。豊かな自然環境や伝統、歴史文化を守り、市の活力やにぎわいを創出し、住みよい環境づくりを進めていくというものであります。

最近出されております市の地方創生人口ビジョンでは、計画よりも大幅な人口減少が予想されております。チャレンジプロジェクトにつきましても、現状に合う見直しが求められているのではないのでしょうか。平成27年度は、地方創生元年の年であり、本市の人口ビジョン、総合戦略は策定しましたが、残念ながら、消滅可能性自治体として挙げられているのにもかかわらず、この問題に対する危機感、克服するための気迫、企画力、実践力を含めたリーダーシップが感じられないのが残念でございます。

那須烏山市がこれからどう生きていくのか。オール那須烏山市民体制と知恵、力を結集して、将来の那須烏山市のあるべき姿を示し、未来ある那須烏山市づくりを進める必要があります。那須烏山市の地方創生の取り組みの本気度を期待するものであります。

後期計画に基づき市民が安全安心に暮らせるまちづくりを進めるとして、その目玉として市民との知恵と協働によるまちづくりを進めるということで、JR烏山線の沿線整備観光振興対策や那須烏山市中央公園整備など11プラス2の事業が既に進められておりますが、この事業全体が果たして全部進められるかどうか、甚だ疑問であります。本市の合併特例債の発行は既に89億6,410万円に達し、発行残高は17億440万円となっており、さらに、合併算定替えにより、平成28年度から5カ年で約5億円も地方交付税が減額されます。

このような財政状況のもとで、本市の大規模事業につきましては、集中と選択、優先順位を

明確にして取り組む必要があります。将来、市の借金と禍根を残さないように求めるものであります。市民に情報を公開し、行政責任、行政のリーダーシップを発揮して、那須烏山市の将来を見据えた方針を立て、文字どおり市民の知恵と協働のまちづくりを進めるよう、改めて求めるものであります。

歳出の面では、平成27年度、厳しい財政状況のもとで各種事業が進められたところであります。医療、福祉の分野では、中学校3年生まで子供の医療費助成に現物給付されたことは大いに評価するものであります。さらに、平成26年度から、健康診断、集団検診の自己負担を県下でも最も低い利用料に引き下げてはありますが、残念ながら、それに伴っての各種受診率の大幅引き上げがなされておりません。自分の健康は自分で守る。この運動の一環として、健康診断の普及のPRの徹底を図り、大幅な受診率の向上を図っていただきたいと思います。

定住促進は、その前提となる若者の雇用拡大が必要であります。全市を挙げて産業振興を図り、企業誘致に取り組んでいただきたいと思います。特に、空き家バンクの推進につきましては、条例を制定し、各課横断的に対策、体制をもって進めていただきたいと思います。

さらに、各会計への繰り出しも高く払い切れない国民健康保険税の軽減を図るためにも、一般会計からの繰り入れを検討していただきたいと思います。さらに、後期高齢者、介護保険につきましても、一般会計からの繰り入れをお願いいたします。国、県への助成を強く求めていただきたいと思います。

依然として、行財政運営は厳しさが予想され、財政運営は無駄をなくし、効率的な財政執行を図るように、まちづくりにつきましては、住民が主人公、市民の願い、要求にこたえるまちづくりを進めていただきたいと思います。

安倍内閣のもとで、財政主導の構造改革路線が引き続き進められ、社会保障が削られ、労働法制の改悪、賃下げなど、ますます都市と地方の格差が広がっております。そして、法人税の減税をする一方で、社会保障のため、財政再建のためと言いながら増税を進めようという計画を進めております。

このような中で、本市の商工業を守る情勢は深刻であり、市内の商工業を守る対策、若者等を中心として労働の雇用を守る対策には万全を期していただきたいと思います。中心市街地活性化につきましても、地元商店街を中心とした対策を望むものであります。

農業分野でも、TPPの参加など農業存亡の危機にあり、小規模農業を切り捨てるような国の農政を改めさせるためにも、TPP批准はとりやめるように要望していただきたいと思います。本市独自の農政、営農集団育成を図り、中山間地の農業を守り、所得保障と価格保障、生産者の経営が成り立つ後継者の育つ農業行政を要望いたします。

各種団体への補助金、交付金の中でも活動の実態が見えないものがあり、改善を求めます。

行政改革は、歳入を増やし、歳出をカットして、住民のサービス向上のために進めるのが真の行政改革であるということを肝に銘じて進めていただきたいと思います。税収不足の折、不況で苦しむ大変な思いをされている市民生活を考え、市当局も議会も襟を正し、市民の負託に応えるように求めるものであります。

行財政運営執行に当たりましては、市民こそ主人公の立場で、お役所仕事、マンネリ化を打破し、無駄のない市民に信頼される行財政執行を求め、一般会計の反対討論のまとめといたします。

次に、認定第2号 国民健康保険特別会計につきましては、憲法と社会保障の一環として、市民の命と健康を守る立場から、国民健康保険事業を充実させる立場で反対討論を行います。

医療給付に対する国庫負担の大幅な引き下げ等を初めとする国のたび重なる医療改悪のもとで、不況やリストラ、所得が減っている市民納税者の国民健康保険税の課税が耐え切れず、徴収が大変な状況になっております。

このような中、平成27年度の国民健康保険税の収入未済額は1億9,398万2,704円であり、実に調定額の19.89%にも達しております。これらの抜本的な解決を求めるものであります。

平成27年度の滞納世帯数は平成28年度5月末の出納閉鎖で、平成27年度会計決算末の数字では570人が滞納者というふうになっております。資格証明の発行は平成27年10月1日で59世帯、短期保険証の発行は210世帯にも達しております。さらに、平成20年度から後期高齢者医療保険制度が導入されて、75歳以上の高齢者の医療現場の締め出し、差別医療が問題となっております。65歳以上の高齢者から保険料を年金で天引きするようになっております。

さらに、平成26年4月からは、70歳から75歳までの医療費自己負担が現役並みの所得者は3割負担、それ以外は2割負担に引き上がったところであります。このような高齢者に負担ばかり押しつける社会保障の切り捨て政治に強く反対するものであります。

憲法に基づく社会保障、皆保険として低所得者を中心とした国民健康保険事業でありますから、資格証の発行による保険証取り上げはやめるべきであります。本来の国民健康保険事業に立て直す立場から、第1に国民健康保険事業につきましては国の責任を明確にさせ、医療給付に対する国の負担率を元に戻させるよう強く働きかけていただきたいと思います。

第2に、国民健康保険事業が命にかかわる最も重要な福祉事業でありますから、一般会計からの繰り入れを行って負担軽減を図っていただきたいと思います。

第3に、疾病の予防充実強化を図り、早期発見、早期治療に積極的に取り組むように求めるものであります。

第4に、国の医療保険制度改悪に反対し、国の責任を明確にさせ、真の国民健康保険事業に取り組む立場から、日本国憲法と社会保障制度に基づく市民本位への国民健康保険事業に取り組むように求めるものであります。

次に、認定第4号 後期高齢者医療特別会計につきましては、高齢者の命と健康が安心して保障される保険事業を目指す立場から反対討論を行います。たび重なる医療制度の改悪によって、老人医療費など重大な負担増と、病院での高齢者の締め出し、重病化など深刻な社会問題となっております。

後期高齢者医療保険は、原則として医療費は1割自己負担であります。現役並み所得者は3割に引き上げられております。安倍内閣は、財政主導でその1割負担を2割負担に引き上げようとしております。お年寄りいじめの悪政は、高齢者の命、生存権を踏みにじるものであり、本決算についても高齢者の命と健康を守る立場から、第1に、世界に類のない差別医療である後期高齢者医療制度をなくし、高齢者を含めた国民の命と健康を大切にする医療制度に改めるように求めます。

第2に、予防医療の充実強化、特に訪問診療充実に努めていただきたいと思います。

第3に、高齢者が安心して生きがいを持って暮らせる福祉のまちづくりを進めていただきたいと思います。

第4に、国の老人いじめの悪政や制度改悪に反対し、必要な財政措置を強く求めるようにお願いいたします。

収入未済額が26万700円あり、解決を求めます。

最後に、介護保険特別会計決算について、高齢者に十分対応した介護保険制度、実態に即した介護保険制度に改革を目指す立場から反対討論を行います。

発足当時から介護保険の問題として、介護認定を受けた利用者が介護サービスの負担が重いため、必要な介護サービスを辞退している実態があります。また、介護保険料の引き上げ、高齢者、低所得者にとって依然として負担の重い制度となっております。

平成26年6月18日に、税と社会保障の一体改悪の一環として、地域医療介護相互確保推進法が成立し、要支援1、2は介護保険給付から外され、市の包括支援事業に移行されました。また、施設入所対象者は要介護3以上に制限、一定の所得以上の利用料を2割負担に引き上げる介護保険制度の改悪が強行されたところであります。

この一定所得以上の方は、昨年8月1日から介護サービス利用料の自己負担が1割から2割に引き上げられております。さらに、安倍内閣は、来年の通常国会において、要介護1、2と認定された方の訪問介護や通所介護等を保険給付から外す関連法案を提出する方針であります。要支援1、2と要介護1、2を合わせますと、介護認定者全体の65%を超える状況です。こ

れでは介護保険と呼べるものではなくなります。市長は、このような改悪に強く反対し、国が社会保障の一環として介護保険制度を守るように強く要望していただきたいと思います。

本市の高齢化が進む中で、高齢者が安心して暮らせる医療、介護、福祉、住まい、生活支援サービスを総合的に進める本市の地域包括システムの確立を早急に図り、必要な医療、介護、高齢者福祉が推進できるように全力を挙げて取り組むように求めるものであります。

介護保険制度がたび重なる改悪をされている中で、本市におきましても、介護保険事業を強める立場から、介護保険、介護サービス基盤の整備を図り、施設入所者待機待ちをなくし、介護認定を受けた方が必要な介護サービスが安心して受けられるように、保険あって介護なしと言われないように、改めて介護保険制度の充実強化を求めるものであります。716万4,674円の収入未済額の解決を求めます。

以上、述べてまいりましたが、今後の行財政運営に当たりましては、引き続く地方の景気低迷、税収不足の折、市民が主人公の立場に立って無理、無駄をなくし、健全財政への努力をさらに図り、国の悪政から地方自治体と住民を守る立場で推進をしていただくように求めるものであります。さらに、市民が安心安全な災害に強いまちづくりを進められるように期待をいたします。

市長を初め市職員の行財政改革、意識改革を求め、より一層の努力を期待いたしまして反対討論のまとめといたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

15番中山五男議員。

〔15番 中山五男 登壇〕

○15番（中山五男） それでは、平成27年度決算認定にかかわる賛成討論を申し上げます。

ただいま上程中の認定第1号 平成27年度那須烏山市一般会計決算の認定から、認定第9号 平成27年度那須烏山市水道事業会計決算の認定、あわせて9件全ての決算を認定すべきと判断したことから、本案の賛成討論を行います。なお、ただいまは国民健康保険会計と一部の決算認定につき反対討論がありましたが、その反対討論を私も理解できないわけではありません。しかしながら、今回の決算審査の中では、条例、法規、または議決した平成27年度予算の趣旨から逸脱したところはなかったものと存じます。

では、賛成の理由を申し上げます。まず1点目を申し上げます。本認定の案件は、去る9月6日の本会議におきまして、市長の提案理由説明の後、9月12日には、一日かけて全議員による総括質疑が行われ、質疑の出尽くしたところで所管の常任委員会に付託されたところであります。その常任委員会での審査結果は、ただいまの委員長報告をお聞きのとおり、各委員会

とも執行部に対し意見や要望、改善等の指摘事項はあったものの、3委員会とも決算全てを認定すべきとの報告であります。よって、本議会は各委員会の審査と委員長報告を尊重すべきと存じます。

2点目を申し上げます。本市の監査委員から議会に提出された決算監査意見書の中では次のように申されております。監査の結果は、適正かつ正確であり、予算の執行状況及び事務処理についてもおおむね効果的に執行されているものと認められたとあり、さらには、執行部に対し厳しい指摘事項も付されておりました。監査委員の選任は我々議会が満場一致をもって賛同したものであり、その監査委員の審査結果報告は、まさに適正かつ信頼に値するものでありますから、何ら疑うことなく議会も認定すべきと存じます。

最後に、各課長、この方々に再度要望を織り交ぜて申し上げます。今回、提出された決算審査に関する資料は、行財政報告書に加え、監査委員からの審査意見書等を含めれば、実に816ページに及ぶものであります。その記載内容をつぶさに検証させていただきましたが、各課ともに工夫が凝らされ、各事務事業の費用対効果等がわかりやすく表されていたことから、質問する議員には内容検証が容易でありました。よって、資料を作成された事務当局の方々に謝意を申し上げたく存じます。

次に、要望を申し上げます。平成27年度当初予算の表題、すなわちタイトルはみんなの知恵と協働によるひかり輝くまちづくりでありました。しかしながら、監査委員の審査意見書の中でも指摘があったとおり、公共施設整備計画やその実現にあつては、市長以下課長によるみんなの知恵と協働のところが機能されなかったように思われます。本市が抱える人口減少問題や、財政の硬直化の中で、ひかり輝くまちづくりの実現には、市長、副市長のみで達成できるものではありません。

各課長に願うところは、本市の進むべき道筋に当たる総合計画の実現には、市の現状を見きわめた上、周到な実施計画をもって任務の遂行に当たられ、監査委員や議会から再度指摘されることのなきよう、切に願うところであります。

最後になりましたが、この決算監査に当たられました監査委員2名の方々の御苦勞に感謝を申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○議長（渡辺健寿） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。認定第1号 平成27年度那須烏山市一般会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺健寿） 起立多数と認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 平成27年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺健寿） 起立多数と認めます。

よって、認定第2号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 平成27年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 平成27年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺健寿） 起立多数と認めます。

よって、認定第4号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 平成27年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺健寿） 起立多数と認めます。

よって、認定第5号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 平成27年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、認定第6号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号 平成27年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、認定第7号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号 平成27年度那須烏山市簡易水道事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、認定第8号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号 平成27年度那須烏山市水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、認定第9号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第2 付託第1号 請願書等審査結果の報告について

○議長（渡辺健寿） 日程第4 付託第1号 請願書等審査結果の報告についてを議題といたします。

経済建設常任委員会の審査の経過と結果について、経済建設常任委員会委員長平塚英教議員の報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長平塚英教議員。

〔経済建設常任委員会委員長 平塚英教 登壇〕

○経済建設常任委員会委員長（平塚英教） 経済建設常任委員長の平塚でございます。請願書等の審査結果について報告をさせていただきます。

去る9月6日の本会議において、当経済建設常任委員会に付託された請願書第3号 烏山郵便局北側（都市計画街路新道線JR烏山廃線敷まで）の水路の暗渠工事に関する請願書及び請願書第4号 小志鳥地区農業用水路の早期復旧について、並びに請願書第5号 月次・南大和久線の道路拡張工事についての審査経過とその結果について御報告申し上げます。

まず、請願書第3号 烏山郵便局北側（都市計画街路新道線JR烏山廃線敷まで）の水路の暗渠工事に関する請願書でございますが、9月13日に委員全員出席のもと、金井地区の現地に赴き、請願書提出者及び所管課の説明を受けながら調査をいたしました。

これを踏まえ、14日に議員控室において、慎重に審査を行った結果、請願の趣旨は納得できるものであり、全会一致により採択すべきものと決定いたしました。しかしながら、実施に当たりましては、この区間が国有地（青地）と48筆の地権者17名が関係する公図と現地が著しく相違する公図混乱地域であります。公図混乱地域の解消及び国有地（青地）の取得をす

るためには、境界確定測量を実施して、公図の修正、登記に伴う利害関係人の同意、相続の完了が前提条件となります。

このような問題があるわけでございますけれども、執行部におきましては、全力を挙げてこの事業が実施できるように取り組んでいただくことを要望するものであります。

次に、請願書第4号 小志鳥地区農業用水路の早期復旧についてでございますが、9月14日に委員全員出席のもと、志鳥地内の現地に赴き、請願書提出者及び市所管課の説明を受けながら調査をいたしました。

これらを踏まえ、その後、議員控室において慎重に審査を行った結果、願意は妥当との意見により、全会一致で採択すべきものと決定をいたしました。

次に、請願書第5号 月次・南大和久線の道路拡張工事についてでございますが、9月13日に委員全員出席のもと、月次地内の現地に赴き、請願書提出者及び市所管課の説明を受けながら調査をいたしました。

これらを踏まえ、14日に議員控室におきまして慎重に審査をした結果、現段階においてはまだ調査すべき案件が多くあり、さらなる慎重な審査が必要であるとの結論に達し、今回は継続審査といたしました。

以上をもちまして審査結果の報告を終わります。

○議長（渡辺健寿） 以上で、常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより、常任委員会委員長報告の審査結果について討論に入ります。

まず、報告に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第2 請願書等審査結果の報告について、経済建設常任委員会委員長から報告のあった請願書第3号 烏山郵便局北側（都市計画街路新道線J R烏山廃線敷まで）

の水路の暗渠工事に関する請願書について、報告のとおり採択とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、請願書第3号については、経済建設常任委員会委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願書第4号 小志鳥地区農業用水路の早期復旧について、報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、請願書第4号については、経済建設常任委員会委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願書第5号 月次・南大和久線の道路拡張工事について、報告のとおり継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、請願書第5号については、経済建設常任委員会委員長の報告のとおり、継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちまして、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで、市長の挨拶を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇 挨拶〕

○市長（大谷範雄） 第4回市議会定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

今次定例会は、9月6日を初日といたしまして、本日まで15日間にわたりまして慎重審議をいただき、上程をいたしましたいずれの議案も原案のとおり可決、御決定をいただきまして、まことにありがたく、感謝とお礼を申し上げます。審議の中で賜りました御意見、御提言は、今後の市政運営に当たり、十分心して努めたいと存じておりますので、何とぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、8月には3つの台風が立て続けに発生をし、関東地方を直撃または接近をしたところでございますが、特に、10号につきましては、気象観測史上初と言われております日本の南の海上にしばらく停滞し、勢力を強め、東北地方の太平洋側から上陸をして、東北地方、北海道に甚大な被害をもたらしました。

特に、岩手県、北海道では、河川の堤防が決壊し大規模な水害に見舞われまして、多数の死傷者、行方不明者がいる状況でございまして、現在も懸命な復旧活動が続けられております。

亡くなられました皆様方、被害に遭われました皆様方には改めて心からお悔やみ、お見舞いを申し上げますとともに、改めて安全安心なまちづくりの必要性和市民の安全確保を第一といたしました防災、減災対策の重要性を強く感じているところであります。

本市におきましても、台風が接近するたびに庁内において警戒対策会議を開催し、警戒態勢をとってきたところでございますが、幸いにも大きな被害はなく、ほっと胸をなでおろしているところでございます。しかし、これから台風が多く発生をする季節でございます。市民の安全確保を第一に考え、全庁体制で防災対策に努めてまいります。議員各位におかれましても、御協力をよろしくお願いを申し上げます。なお、台風16号が接近いたしています。議会終了後、警戒対策本部を開催予定でございますので御報告申し上げます。

いよいよ本格的な秋を迎えます。各地域の運動会、文化祭など教育、福祉分野を初め行祭事が各地で開催をされます。議員各位におかれましては、何かと御多用、御多忙の折とは存じますが、御参画をいただきまして激励のお言葉を賜りますようお願いを申し上げます。

9月に入りまして、暑さも随分和らいでまいりましたが、寒暖の差が激しく、体調を崩しやすい時期でございます。何とぞ御健勝で御活躍を賜りますことを御祈念いたしますとともに、今期定例会、無事閉会となりましたことを重ねて感謝を申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

---

○議長（渡辺健寿） 以上で、9月6日から本日まで15日間にわたりました本定例会の日程は全部終了いたしました。各位の御協力、大変ありがとうございました。

なお、これから秋の行事等が多数ございます。さらなる御協力をお願い申し上げまして、これで平成28年第4回那須烏山市議会9月定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

〔午前11時02分閉会〕

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成28年11月29日

議 長 渡 辺 健 寿

署 名 議 員 樋 山 隆 四 郎

署 名 議 員 中 山 五 男